

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

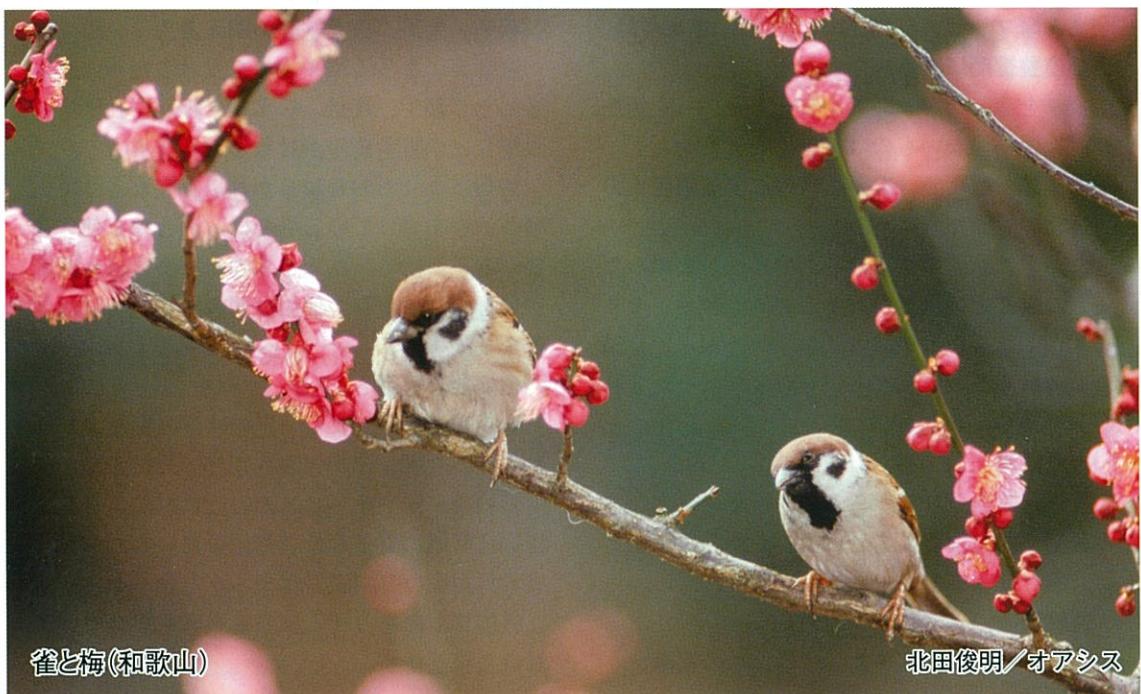
心を掴む トップが人の心を掴み動かすためには何が必要かということについて日本電産会長の永守重信氏はこう言っています。人を引きつける人間性を持つこと、人を動かすには温情と冷酷のバランスが必要。世の中には「褒めて育てよ」と言う人がいますが、それで立派な人が育つなら世の中に悪い人なんて出てこないはずです。叱るときは叱って、褒めるときは褒める。そのバランスが大事なんです。学歴や社歴は関係なく皆を公平に扱い一人ひとりの実力をしっかりと評価してあげることが大事です。それともう一つ、自分を燃やし社員の心に火をつける「マッチ」を持つことだと言っています。(週刊ダイヤmond掲載)

税務 ミニガイド

令和2年分の扶養控除等申告書の住民税に関する事項欄に単身児童扶養者欄が新設されました。単身児童扶養者は、所得の見積額48万円以下の児童で、児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父または母のうち婚姻(内縁関係にある場合を含む)をしていない者等をいいます。



ヒントヒント



医療費控除の 対象となる医療費

令和元年1月1日～令和元年3月31日

□医療費控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が一定額を超えるときは、医療費控除の適用を受けることができますが、ここでは対象となる医療費の範囲について確認していきましょう。

□医師または歯科医師による診療または治療の対価

医師等に対する謝礼金などは含まれません。

□医薬品の購入の対価

治療または療養に必要な医薬品の購入の対価で、市販の風邪薬などの購入代金は対象となります。ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられるものは、対象となりません。

□病院等への収容費用

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設等へ収容されるための人的役務の提供の対価が対象となります。

□あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価

疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは対象になりません。

□保健師、看護師、准看護師等による療養上の世話の対価

たとえば家政婦さんに病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話に対する対価も対象となります。家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても対象にはなりません。

□出産費用

妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用、助産師による分べんの介助の対価などが対象となります。

□通院費

医師等による診療等を受けるための電車、バ

話のタネ

○鉄が空気中の酸素に触れて酸化すると熱が生じる。この化学反応を利用したカイロが考案され特許も取得したのは明治40年。「使い捨てカイロ」として商品化されたのが、約70年後の昭和53年。当時の日本人には「使い捨て」ということになじめなく金を出して買ったものを使い捨ててという発想がなかった。だが、「使い捨て」にしてこそその、技術です。



スなどの、通常の交通手段による通院費用が対象となります。電車、バスなどの通常の交通手段によることが困難なため、タクシーを利用した場合には、そのタクシ一代も対象となります。

ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等、実家で出産するための帰省に要する交通費は対象にはなりません。

□義手、義足、松葉杖等の購入費用

医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用が対象となります。

傷病によりおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」があれば対象となります。

□その他の費用

介護福祉士等による一定の喀痰吸引および経管栄養の対価、介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額、骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあせんに係る患者負担金、日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあせんに係る患者負担金などが対象となります。

所得税の 家事費と家事関連費とは

最近では、兼業や副業を認める会社が多くなってきました。ただ、給与所得の他に20万円を超える所得がある場合は、確定申告が必要となります。この所得の多くは、事業所得や不動産所得・雑所得になるケースが多いと思われますが、その計算は、総収入金額から必要経費の金額を控除して計算することになります。

1. 必要経費の考え方 必要経費に算入される金額は、「収入を得るために直接要した金額」(代表例・売上原価) および「所得を生ずべき業務について生じた費用」(販売費・一般管理費) とされています。特に販売費等については12月末日までに支払義務・当該金額の双方が確定しているいわゆる債務確定基準が必要となります。

2. 家事費 個人は、生活をするために収入を得なければなりませんが、支出のうち、生活に

関する費用を家事費といいます。この家事費は当然に必要経費には該当しません。但し、取引の記録などに基づいて、業務遂行上必要であったことが明らかに区分できる場合のその区分できる金額は家事関連費となります。

3. 家事関連費 端的には、家事費と必要経費の双方の性質を持つのが家事関連費です。所得税基本通達がその考え方の基本を示していますが、その判定は厄介です。すなわち「その業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況を総合勘案して判定する」と規定されています。

4. 公表裁決事例等 家事費、家事関連費についての判断につきいくつかの裁決事例が公表されていますので、いくつか挙げます。①ロータリークラブの会費は事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入することはできないとした事例。②医師が医院建築資金を銀行から借り入れる際に締結した生命保険契約に係る支払保険料は、家事上の経費に該当し、事業所得の金額の計算上必要経費とはならないとした事例等。

ナマの税務相談室

Q

年が明けてまだ寒い天候が続きます。

今日は離婚に絡む寒い話題と言えば語弊がありますが結婚破綻に関連した事案

で参りました。ちょっと珍しい時期を逸脱した慰謝料事案関連のご相談です。

A

離婚関係の税務相談は最近増えました。男性主導、女性主導それありますね。

Q

今日は男性主導のケースです。

Q

実は現在、男性（甲）には元配偶者（乙）とは20年前に独断で甲主導で協議離婚届けを役所に提出し新しい配偶者（丙）と生活を共にしています。

乙がその事実を知ったのは甲乙間の子供の結婚がらみで子供から知らされた次第です。不思議な事ですがこのような事態にも拘わらず乙は自己の経営する事業に一路邁進のために生活の現実を顧みる余裕もなかったと思います。さて流石に最近乙も年齢を重ね子供も独立している

今時珍しき 離婚ストーリー

し自己の居住場所は甲名義の土地、建物です。考えてみると甲の自由に振り回されていることにあまりにも理不尽だと思いを馳せ、思

い切って甲に思いをぶつけました。

何度か電話等で協議を重ね漸く結論が纏まりました。きちんと正式な甲乙間の協議離婚書を作成し謝罪として甲名義の不動産は乙に対価なく贈与し乙名義に変更することになりました。

A

良く分かりました。今時考えられない不思議なストーリーですね。

税務的には乙は慰謝料として不動産を受領します。贈与税は課税されません。甲は不動産の時価と取得費の差額に対し譲渡所得として所得税が課税されます。

戸籍謄本、協議離婚書、不動産の取得時の契約書、登記簿謄本等を添付して税務署に確定申告する必要があります。

参考 所基通33-1の4

ナマの税務相談室

墓地購入と債務控除

民 法897条は、祭祀財産について他の財産と切り離し、習慣に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する、としています。系譜、祭具及び墳墓がこれに該当するものとされており、相続税法では、相続税の非課税財産とされています。一般の家庭での祭具・墳墓は仏壇・お墓です。

お 墓も相続が開始した場合、個人所有墓地ならば、所有権移転登記を行うことになります。ただし、地目が墓地となっていると、固定資産税評価証明書上<非課税>となり、評価額欄には金額記載がないことになり、登録免許税法でも墳墓地に関する登記の非課税という規定により、課税されません。不動産取得税

もお墓については非課税条項があり、課税されません。

仏 壇・お墓は非課税財産なのだから、相続後に購入するのではなく、相続開始前に購入しておけば、相続財産の現金預金が減り、相続税の節税になる、ということは一般に知られています。

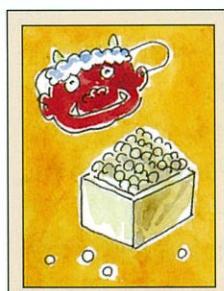
そ れならばと、金融機関からお金を借りたり、ローンを組んだりして、仏壇とお墓を買っておく、との思い付きも湧くかもしれません。その場合の借入金・未払金は債務控除の対象になりません。相続税非課税財産の取得・維持・管理のために支出する資金の調達の為の借入金・未払金は債務控除対象外と相続税法で明記されているところな

ので、節税プランにはなりません。ひもつき関係が明らかでない借入金・未払金のみ債務控除対象外となるというこの制度の是非はともかくとして、知っておかないと、火傷をしてしまいます。

と ころで、戦後に造営された「○○靈園」などの名前が付いた公園墓地や、寺院や教会の造営するものほとんどは、個人所有墓地ではなく、靈園タイプの墓地です。「分譲」と宣伝し、墓地「売買（=譲渡）」をイメージさせていますが、ほとんどが、「永代使用権」を設定する形式になっていて、非課税の相続財産とされるものの実体は、靈園側に届出を行うのみの譲渡禁止の使用権ということであり、契約時、相続時に、登記することなく、当然に登録免許税や不動産取得税の非課税規定とは元より縁がないものです。

立春4日、雨水19日。
が
日から始まります。
17日から始まります。
1月に続いて2月も税務の忙しい月になります。
今月は贈与税の申告が3日から、所得税の確定申告が17日から始まります。

立春を翌日に控えて、春は隣に来ていますが、まだまだ寒い日が続きます。
「節分の何げなき雪ふりにけり 万太郎」



進まざる者は必ず退き
退かざる者は必ず進む。

（福沢諭吉）

2月の税務メモ

- （国 税）
- 贈与税の申告（2月3日より3月16日まで）
 - 1月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
 - 所得税の確定申告、損失申告（2月17日より3月16日まで）
 - 12月決算法人の確定申告
 - 6月決算法人の中間（予定）申告

- （地方税）
- 10日 ○1月分個人住民税特別徴収分の納付
 - 17日より ○12月決算法人の確定申告
 - 3月2日 ○6月決算法人の中間（予定）申告
 - （地方条例による） ○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。